

発委第2号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年3月24日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説 明

この案を提出するのは、出席の特例に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。）</u> <u>その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある</u> <u>と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次</u></p>	

条、第14条第1項及び第27条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。